

令和 7 年陸別町議会 9 月定例会会議録（第 4 号）						
招 集 の 場 所	陸 別 町 役 場 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和 7 年 9 月 10 日 午前10時00分		議 長	久 保 広 幸	
	閉会	令和 7 年 9 月 10 日 午後2時15分		議 長	久 保 広 幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
出席 7 人 欠席 0 人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す	1	濱 田 正 志	○			
	2	三 輪 隼 平	○			
	3	渡 辺 三 義	○			
	4	工 藤 哲 男	○			
	5	中 村 佳 代 子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久 保 広 幸	○			
会議録署名議員	濱 田 正 志		三 輪 隼 平			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請 川 義 浩			主査 竹 島 美 登 里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本 田 学	教 育 長		有 田 勝 彦	
	監 査 委 員	村 本 和 弘	農 業 委 員 会 長		佐 藤 直 人	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今 村 保 広	会 計 管 理 者		庄 野 勝 政	
	総 務 課 長	丹 崎 秀 幸	町 民 課 長		本 間 希	
	産 業 振 興 課 長	菅 原 靖 志	建 設 課 長		山 崎 誠	
	保健福祉センター次長	空 井 猛 壽	国保児童診療所事務長		（空井猛壽）	
	総 務 課 参 事	瀧 澤 徹	総 務 課 主 幹		清 水 遊	
	産 業 振 興 課 主 幹	村 田 拓 也	保健福祉センター主幹		前 田 智 美	
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧 澤 勇 二	教 委 主 幹		大 鳥 居 仁	
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	遠 藤 克 博				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	意見書案第2号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
4		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（請川義浩君） おはようございます。

お座りください。

○議長（久保広幸君） 清水建設課参事、向井保健福祉センター主幹より欠席する旨、庄野会計管理者より、午後より退席する旨報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣言

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1 番濱田議員、2 番三輪議員を指名します。

◎日程第 2 一般質問

○議長（久保広幸君） 日程第 2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） それでは、通告のとおり一般質問をさせていただきますので、対応方よろしくお願いいたします。

今回私は、第 6 期陸別町総合計画の基本計画であります住環境の充実から、陸別町の空家に関しての町の対応と取組、それから、令和 5 年 9 月の定例会、令和 6 年 6 月の定例会でも質問しましたが、基本計画の農業振興の中から有害鳥獣対策の充実の関係で、特にエゾシカ被害に対して、その対策に関して質問をしたいと思います。

エゾシカ被害の駆除対策に関しましては、今までの議案審議におきましても、駆除奨励金のアップの件、ハンター 1 人当たりの月の駆除の頭数の件、多面的機能支払事業、中山間地域直接払事業の算定の面積等の件について、何回か質問をさせていただきました。エゾシカを駆除するハンターの皆さんの意見が反映され、駆除奨励金と駆除頭数は多少増

額、増頭されてきている状況であります。

まず、町内の空家の増加に関して、情報の収集、把握と解体に関することと利活用に関して質問をしていきたいと思います。

今回の質問は、空家といっても、町営住宅等の賃貸住宅の空室、未売却物件の家、別荘、山小屋なども空家といえば空家ということになりますが、空家のイメージがありますので、誰も住んでおらず、使われておらず、放置されている住宅といたしたいと思います。

本町では、陸別町空家等対策協議会によると、特定空家ということになります。全国一般的には「狭義の空家」という言い方の空家になりますが、以下は「特定空家及び空家」と判断できるものを「空家」と言わせていただきたいと思います。

陸別町では、毎年行われる自治会長会議におきまして、例年、要望と御意見として取り上げられている問題であります。空家問題は、長く放置すると景観上の問題や衛生上の問題、倒壊など災害による保安上の問題、または隠れ家など犯罪に利用される可能性があり、防犯上の問題を引き起こすことが推測され、地域住民にとっては、いち早く解決を求めたい問題となっております。

令和2年の自治会長会議では、町内の空家が増えている状況から、防犯や火災などの発生の不安から、補助金制度以外の改善策はないかという御意見に対しまして、町は、「空家は個人の財産であるため、所有者または御家族により有効活用されるか、除去を含めた管理をしてほしい。危険を伴う空家は、所有者に対し電話や文書で知らせ、放置することのリスクの情報発信をする。また、解体に関しても助成をしていく」という回答でありました。

その後、令和3年、令和5年と、他の町内会からも空家の対策の御意見がありました。が、回答の内容については、変更がほとんどないのが過去の回答でありました。

しかし、令和4年の自治会長会議におきまして、元町の自治会から、「空家が災害等で近隣住宅への被害を避けるため、補修指導と補修ができなければ解体を進めるべき」との御意見に対し、町の回答としては、「平成27年より空家調査を実施し、把握に努めている」と回答されました。空家の対応に関しましては、「空家は個人の所有物で許可なしに修繕はできず、近隣の住民に危害が及んだ場合は所有者の責任であると文書を出している。また、解体事業を周知する文書も定期的に出している」というような回答でありました。

そこで、平成27年より空家調査を実施し、把握をしているとの、令和4年の自治会長会議の回答でありましたが、空家の実態を把握するために質問したいと思います。

町内において、特定空家、狭義の空家、つまり誰も住んでおらず、使われておらず、放置されている住宅となりますが、空家と判断できるものについては、平成27年以降、空家調査の結果、何件あるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本町町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおり、平成２７年、そして２８年度で実施した目視による現地調査では、空家は１６１件ありました。空家の件数は、９月１日現在で把握できている件数では１０７件であります。これは、解体補助等々の実績等により減少していると思っております。特定空家はゼロ件であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） 特定空家はないということですので、空家というふうこれから言わせていただきますが、その所有者に対して、町内の景観上、災害の被害等の問題を伝えるため、空家全ての所有者の把握、そしてその連絡先を把握しているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 全て把握はできておりません。相続がなされていない案件もありますので、全て把握できておりません。昨年の他の議員の一般質問でもお答えしましたが、令和６年４月１日から相続登記が義務化されております。町民課窓口では、死亡された方の保険証や年金の手続に来庁されたときに、固定資産の確認をさせていただいて、そこで相続登記の説明をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） 所有者が全て把握されていないということでもありますけれども、全ての所有者に対して、訪問、または電話、手紙——文書でありますけれども、解体助成金の要綱を送っているとは思いますが、しかし、把握できていないということは、送っていない場合もあるということでもありますけれども、平成２６年１１月に、空家等対策特別措置法が成立されたことで、自治体は空家対策計画を策定し、特定空家等でありますから、空家と判断できるもの全てと判断しますけれども、所有者に対し助言、指導、勧告、命令により、所有者に対し適正な管理を促す権限を自治体は持っております。勧告と命令については、小さい町でありますから、非常に難しい面もありますけれども、助成、指導は必要であると思われそうですが、空家対策計画策定の関係と、相談、助成、助言、指導の体制はどのようなになっているか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 陸別町空家等対策計画の策定ということですが、平成２９年１２月に現地調査の下、策定しております。空家の不良度を４段階で判定しております。ＡＢＣＤとなるのですが、一番悪い状態でＤ判定となります。Ｄ判定は１５件、内訳は、市街地に８件、郊外に７件。市街地の８件のうち６件は解体済みです。残りの２件は、今後、特定空家となる可能性があります。その他の空家も含めて、将来危険性のあるものに関しましては、早めに解体を促していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 分かりました。15 件中 6 件は解体してあるということであり
ます。

空家の所有者の固定資産税の納付状況を聞く予定でありましたけれども、固定資産税滞
納状況に関しましては、令和 6 年度の決算資料によりますと、5 件、4 万 7,500 円の
滞納があり、うち令和 6 年度から滞納している件数は 2 件で 1 万 1,100 円であり、不
納欠損内容の納税義務の概要を見てみますと、相続人不在ということでありまして、即時
消滅となっております。令和元年の固定資産税の滞納者 3 件、3 万 6,400 円は、5 年
を経過したということで時効となっております。

そこで、令和 7 年度現在については滞納者はゼロと、いないということになることでよ
ろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 11 分

再開 午前 10 時 13 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本田町長。

○町長（本田 学君） 滞納はないです。考え方として、空家の中の、相続がされていな
くて、不明の方がいます。それを課税保留といいまして、それが滞納ではなくて、それが
9 件あります。これは、固定資産税なので、先ほど言ったように空家だとか空家ではない
という区別はしていませんが、追跡ができていない空家の中から、相続がされていないの
で、死亡したとか、その次の方に相続ができていない方がいらっしゃるのです。それで追
跡ができない。それも今いろいろ調べながら、放置しておくことではないのですけれど
も、そういう例が 9 件、これは課税保留といって、9 件あります。

それで、先ほど説明した相続登記の義務化ということになるのですが、それを令和 6 年
4 月 1 日から義務化されております。もちろん罰則等々はあるのですが、それを町として
どういうふうに対処していくのかということで、先ほど説明した死亡時に、死亡届のとき
は御家族がいらっしゃるようなときがあるので、その後に年金の手続だとかもろもろの手続
にいらっしゃる時に、そこで、相続が義務化されていますということを説明していけ
ば、相続が追跡できないことにはならないのではないかと、そういう努力を令和 6 年度か
ら窓口でやっております。その前のときのことになると、義務化されていないからいい
ということではないのですが、追跡ができないという物件があります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 課税を保留しているところが 9 件あるということによろしいです
ね。

陸別町の空家対策につきましては、陸別町空家等対策協議会が設置されております。そ

の機能について伺いますが、この協議会の設置は、平成30年4月1日であると思います。先ほどの質問でも言いましたが、平成26年11月に空家等対策特別措置法が成立されたことで、その対応でこの協議会をつくったのではないかと推測いたしますが、過去、空家等対策協議会開催で、町内の空家と判断されたものの、認定された場合の協議会としての対応については、近年は協議会を開催していないということも伺いましたが、その協議会の機能と、過去どのような取組と対策を行っていたのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおり、これまで開催されておられません。この協議会は、空家の適正管理と有効活用ということもありますが、特定空家の指定の協議を目的にということなので、今までゼロ件ということで、開催されておられません。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 1回ぐらい開催したのかなと思っておりました。まだ開催されていないということでもありますけれども、まず、この協議会でありますけれども、町内の景観形成のため、現状把握は必要であります。そこで協議会の必要性というのは十分にあると思います。頻繁に開催する必要性はないようにも思いますが、空家調査を実施して、今後2年か3年に1回程度は、現状把握のためにも、陸別町空家等対策協議会開催により、特定空家及び空家と判断できるもの等の状況把握と協議によって、周囲が荒れないうちに所有者の今後の活用の考えを聞いて、早めの行動をすることは必要であると思われれますが、今後、協議会開催による協議の考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） この協議会は、特定空家の指定をするときに開催される協議会なので、ここには四つの特定空家の条件がありまして、倒壊の危険性、衛生上の有害性、著しく景観の阻害、周辺的生活環境の阻害の四つの基準で自治体が指定するということがあります。

先ほど説明したように、先ほどのD判定を受けた空家から、それより危険性、すぐ倒壊してしまうのではないかというところにいくときに、この協議会を開いて、特定空家ということになります。

特定空家となると、最終的に、次の質問でも答えることになるのかと思うのですが、最終的には、除去命令だとか行政代執行だとかという段階に入っていけるということなのですが、今のところは、特定空家はゼロ件ということで、今後案件が出きたらこの協議会を開いて、指定するということになっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 先ほどD判定が15件あって、そのうちの6件は解体していますので、9件ということになると思いますけれども、それを特定空家にするということは協

議会で決定できるということでもありますよね。

その協議会を開いて、勧告と命令をするということであれば、勧告を受けても改善されない場合は、市町村は所有者に義務として命令を発し、従わない場合は50万円の過料が課されることがあります。これは、過料は市町村の判断でありますので、過料をするかどうかというのは町長の判断ということになると思います。過料は別として、町として助言、指導、そして勧告、命令の手段にもつながるという可能性も所有者に伝えることも必要ではないかと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 特定空家になる前に、ちょっと難しいのですが、D判定がイコール特定空家ではなくて、D判定からもっと上が特定空家という位置づけになります。D判定だから行政代執行できるという範囲ではなくて、特定空家にならないといけないと、ここはちょっと微妙なところなのですが、あります。

そこで、特定空家に指定するか否かというのは、それは、その協議会で、著しくD判定から、明日でも、今でも倒壊しそうな案件が発生した場合は、そこで審議していただくということなのですが、その前に、やはり行政として様々な情報を出したり、指導、助言をしていくのが、まず一つの筋だとは思いますが、その協議会がそこで空家を全部把握して、これからどうしていこうという協議会ではないということは、御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 分かりました。固定資産税の税金滞納等がない限り、陸別町の景観形成事業の空家等解体助成に対する経費の一部助成が申請者1件に対しまして、原則で1件、上限50万円の補助金があります。先ほどお聞きした空家の所有者は、既にその助成事業があることを理解していると思っておりますが、解体の経費に関しまして、10年前に比べて、現在、最低150%以上となっていると伺いました。現在、解体コストが高くなった要因は、全ての経費が上がって、分別が非常に難しくなったということでもあります。

解体に係る本町の付近の近隣町村の解体補助金を調べてみました。近隣町村は50万円がほとんどでありました。十勝管内の町では70万円という町もあります。空家の所有者が解体を決断できない理由、これは金にもならず、物が残るわけでもなく、出ていく一方の金でありますから、空家の多くの所有者については、間違いなく解体コストが高いことで踏ん切りがつかないことだと思っております。

そこで、陸別町景観形成事業の補助金について、町内の景観向上のためにも、解体コストが上がった分だけ解体に要する補助金を上げる対策は現在検討されているのか、検討されていないようであれば、解体経費上昇に合わせて補助金の上限50万円を引き上げることを協議すべきではないかと考えますが、お考えを伺いたしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおり、物価高騰等により解体の工事費が上がっているというのは承知しております。令和3年度に補助金の上限額、上限額もそうなのですが、内容は、当初の記憶では、解体のみだと35万円だとか、そこに建てるのであれば50万円という、いろいろな条件があったものが、建てなくても全て50万円と、そこにいった歴史もあります。

そして、様々な自治会長会議等々からの御意見の中に、町内全域という要望がありまして、令和6年度から町内全域ということに広げさせていただきました。

今、現時点で補助金を上げるという議論は今はしておりません。もう少し、様々な環境が、先ほどからの議論の中にもありますし、ちょっと見極めたいと思っております。そこで、この補助金の今の内容で進めていきたいという考えでいます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） それでは、現在の移住促進の対策として、本町の空家情報を十勝東北部移住サポートセンターの住まいの情報を見させていただきました。3件から4件の物件が掲載されております。今後の本町の空家バンクの利用促進も踏まえ、空家問題解決に向けた取組や町なか景観向上の観点から、町長の今後の空家対策に対するビジョンを伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 本当に空家問題、町民から様々な御意見等々をいただいております。今、議員おっしゃったとおりの現状というのは、そのとおりなのかと思っております。同じ回答になるかと思いますが、やはり空家は個人の財産というところで、そこに行政が入っていくのはなかなか難しい場面というか、そういう状況なのかなと思っております。先ほど来、助言等々、指導を並行にしていますが、特定空家という指定を受けた場合は、先ほど言ったように、最終的には行政代執行という形になっていくのかなと思っております。引き続き現状把握をしていきながら進んでいきたいなと思います。

そこと併せて、空家ということでもありますので、この中で、今後のビジョンというところに入ってくるのかなと思っております。

今回は、公営住宅等々の議論ではないということではありますが、昨日、谷議員からも公営住宅等々の空家のお話、そして工藤議員からもいただきました。昨日お話ししたような内容であります。これは、一番最初にお話いただいた空家の問題、これから解体も、公営住宅もそういうふうに進んでいかなければいけないことでもありますので、全体の中で、この空家問題というものをきちっと把握しながら進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 町長の言うとおりの現状把握というのは一番大切なのかも分かりません。まず把握していただきたいと思います。これで空家問題に関しての質問を終わります。

たいと思います。

今日、農協の幹部の皆さんが傍聴に見えておられます。

続いて、冒頭で申し上げました令和5年の9月定例会、令和6年の6月定例会と、2年で2回の質問をいたしました。基本計画の農業振興の中から有害鳥獣対策の充実、これらの特にエゾシカの被害に対しての対策に関してと駆除対策について質問をさせていただきたいと思います。

エゾシカ被害の状況がまだまだ続きますと私の毎年の質問になるかもしれません。特に、エゾシカによる農作物の被害による駆除対策に関しては、特に、今年は農家の皆さんから私に、町の取組に関して、「何か新しい取組はしているのか」と「何とかしてくれ」と言われるのが現状であります。「頭数は増えているように感じるが、何とか対応策はないのか」と、苦情の電話も受けております。鹿だけでなくヒグマ、カラス、タンチョウ鶴の被害も聞きます。町長も作況調査などで圃場を見られておられると思いますので、被害状況と対策については見ておられると思います。私も圃場を回り話を聞き、農協において被害の話を伺っております。

エゾシカの猟友会の駆除の頭数は増えていると聞いていますが、出没するエゾシカは減っていない。反対に増えているかもしれないというような話を聞きます。猟友会で駆除を行っているハンターにも聞きました。エゾシカは減っていないと聞きます。

その中で、町は令和6年度、陸別町鳥獣被害防止計画を作成し、被害防止施策を出しております。その新たな計画については私は目を通させていただいております。被害の傾向につきましては、令和5年度調査をしており、令和2年度にも被害調査をしております。令和2年度と令和5年度を比較しますと、牧草の被害は約956万円であります。令和2年度から比べると約280万円増えております。面積につきましては12ヘクタール増えております。デントコーンの被害は約781万円であります。これは平成2年度と比べると270万円減少しています。面積は5.2ヘクタール減少しているという結果であります。被害額は合わせて1,737万円であります。農業被害全体では1,783万円となっておりますが、私が畑を見ても、間違いなくこんなに少ない金額のわけはないと思っております。

また、エゾシカ被害は、小麦、デントコーンの被害は減り、牧草被害は増えているとの調べであり、デントコーンについては、ヒグマの農業被害は、令和2年度と比較しますと2.6倍となっている被害の状況を把握となっております。確かに近年ではデントコーン、小麦、ビートの畑については、電牧と他の装置等による被害防止対策を個人で設置している農家が多くなってきております。

しかし、農家の皆さんが対策を打つということは、エゾシカ、ヒグマが多くなってきているということでもあります。猟友会も増員され、駆除頭数も増えていると思いますが、現在、令和7年4月以降5か月を経過しておりますが、猟友会の駆除に携わっているハンターの数、それとエゾシカ、ヒグマの駆除状況について、過去の比較で伺いたいと思いま

す。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） お答えします。

猟友会の会員の人数は31名。そこで、エゾシカ駆除許可の人数は28名。駆除の参加者は16名から18名程度であります。今年度4月から7月末時点で、鹿の駆除817頭捕獲しています。前年同期に比べると271頭増えております。ヒグマの許可は18名。4月から11月において、北海道の許可により捕獲を実施し、農作物が成長する時期に箱わなを設置し、捕獲するケースが多く、本年は、箱わなで5頭、出熊で3頭、合計8頭捕獲の実績となっております。昨年同時期までで捕獲数が7頭なので1頭増となります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 猟友会の数は31名ということですが、これは増えているのかどうか、昨年から比べると増えておりますか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 5人増えて1人減なので、4人増となります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 駆除頭数が増えているという状況で、鹿柵内のエゾシカ数を把握するのは非常に難しいと思います。多くなったのか少なくなったのかは、見ただけで判断するのは難しいのが現状となっております。

また、エゾシカによる農作物の被害の現状調査についても、実際に農業経営者からの申告であると思いますが、被害額は、私にとっては非常に考えられないほど少なく、計画策定の計算基準によるものもあるのではないかと推測しております。

これから紹介するデータは、陸別町の牧草とデントコーン、給与する飼料、牛の餌であります。十勝管内の平均と比較したデータであります。この数字は、北海道農業協同組合中央会が本町のある組織を調査したときの収穫量であります。ゆっくり言います、数字です。

1番草の収穫は、十勝管内平均が反当たり2トンから2.5トンありますが、陸別町は1.48トンです。2番の収穫量ですが、十勝管内平均が2トンから2.5トンであるところ、陸別町は1.4トンであります。デントコーンは、十勝管内平均が反当たり5トンから6トンのところ4.97トンであります。気候の違い等はあるものの生産性は低く、十勝管内平均と比較しますと、肥料も機械もほぼ同じであることから、非常にコストの高い餌、飼料を生産しているとの調査でありました。生産性が低い原因は、エゾシカの被害が大きいのではないかと推測と結果であります。

飼料としてのコストを下げるには畑にエゾシカを入れないということになります。デントコーン、小麦、ビートに関しましては、先ほど言ったとおり、電牧等の装置設置と爆音

機などの対策も考えられますが、牧草地は面積が広いため、対策をするには多額の予算が必要となります。草地に関しては鹿柵整備の駆除しかないと考えます。

鹿柵整備に関しましては、他町村の鹿柵状況を確認しますと、圃場単位で柵を作っております。本町については、町内全体を囲うようにしており、道路または川からはエゾシカが入り放題というような状況であります。過去のことを言っても仕方ないわけですが、町内を囲むような鹿柵とした経過をお聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 経緯ということでありまして、平成１０年頃に圃場や農場施設内におけるエゾシカによる食害が問題になり、農協で圃場ごとの防護柵を検討したことがありましたが、圃場ごとでは、鹿柵の設置しない圃場にエゾシカの被害が増えることの懸念があり、農協、陸別町、北海道と協議し、事業費や補助金等の要件等を考慮し、早期に事業を進めるために、町全体に囲む鹿柵を選択した経緯があります。

昨日の説明では２０９キロです。これは平成１２年から１６年にかけて外周であります。平成２３年に弥生の町有林を囲み、そしてトマムの町有林も平成２３年に鹿柵の設置をされております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） 今さら国、道、町にとって、個人の圃場を囲む鹿柵設置の補助金等も予算もないと思っております。草地の被害を防止するためには、鹿柵整備と修理。そして鹿柵のゲートが開いているという声も聞いておりますので、町内回覧版での周知またはホームページのトピックス「愛の鐘」での周知が必要だと思いますし、現在も職員による定期的な巡回を行っていると思いますが、巡回の点検は重要だと思いますが、鹿柵点検はどの程度の間隔で巡回点検しておられるのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 年に１回の点検で、中山間陸別集落により補修を行っております。ゲートの関係ですが、今年６月２０日に、「その都度ゲートを閉じていただきますように」ということで、回覧を回らせていただいております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） 回覧を回していただいているということでもありますけれども、ゲートが開いていると、鹿柵内に隠れるところがあれば柵外に出ていくことはないと思いますので、鹿柵に入ったエゾシカは猟友会のハンター頼みというようなことになります。

昨年、駆除奨励金に関する条例を改定し、奨励金を上げております。ハンターの話聞きますと、ウクライナ侵攻の余波によりまして銃弾価格が高騰しており、さらに品不足が起きておりまして、予約注文であるというような話も聞いております。何でも価格高騰の時代でありますので、高騰に対して、駆除奨励金の増額も対応しなければならないと思い

ますが、猟友会との協議も必要となります。駆除頭数の引上げと駆除に係る費用高騰に対応するため協議し、検討する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 猟友会と密に連携を取らせていただいております。一昨年、昨年と猟友会の総会に出席させていただいて、その場で様々な御意見をいただいた中に、奨励金の話と頭数の話をいただきました。その場で、2,000円上げてほしいということで、私自身のスタンスとして、猟友会の皆さんのまとまった考えをいただきたいと。個々にはいろいろな考えがあると思うのですが、やはり町の予算、税金を使うに当たり、一つにまとめた意見が欲しいというのは私のスタンスでありまして、総会で、そのとき2,000円上げてほしいということで、議会を通さなければいけないということなので、その場では回答を控えましたが、前向きに検討したいということで、その場で回答させていただきました。

そこで、令和6年度から駆除に係る奨励金については5,500円から7,500円に増額させていただきました。そして、総会でも意見が出ました頭数を増やしてほしいということで、これもハンターの中には様々な御意見が、総会以外にもいろいろな方と接するに当たり、頭数を増やさなくていいという人もいたり、増やしてほしいという人もいたり、それは十分わかります、御意見として。ただ、僕のスタンスとしては、猟友会としてのきちっとまとめた考えが欲しいというのは僕のスタンスなので、そこで協議もさせていただき、今年については、4月から6月においては、一月1人当たりの捕獲上限を10頭から12頭に増やさせていただきました。

奨励金のアップということなのですが、十勝管内を見ても陸別町の奨励金というのは上から3番目ぐらいに高いです。と言っても、これは十勝の中での比較なので、それが今の弾の値段から、どうなっているのかという比較ではないです。ただ、現状、低い金額ではないという今の現状がありますので、高いからいいではないかという話ではなくて、今後とも猟友会ときちっとお話を進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 先ほどから私は被害の状況を説明しました。鹿駆除の頭数をもう少し上げて、頭数を多く駆除していただけるように何とか町のほうからも言っていただきたいと思えます。

それでは、今まで私が農業者の鹿対策に置かれている現状を言わせていただきました。そしてこの質問の重点となるところであります。牧草地は、鹿柵と駆除しかない就先ほどから言わせていただきましたが、小麦、ビート、デントコーンに関しては、電牧等の装置、それと爆音機等により、畑に近づけない等の対策は個人についても対応できると思えます。小さな圃場であれば労力的にも可能だと思います。しかし、大きい圃場になりますと、機器購入コストと人的コストも必要となり、非常に多額の金額になります。

そこで、他町村でも行っております農産物被害防止の独自の対策、農家個人に対し、町が被害防止対策経費補助を出すことも必要となってきたのではないかと考えております。独自の優良機器購入による有害鳥獣被害防止対策に対する補助金の支給、今後どのように考えておられるか、今現在考えておられるか、今後どういうふうにするのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 本当に農家の皆さんは独自に対策を取られて、本当に苦勞しているというところは、現場も見させていただいて承知しております。ただ、ピンポイントで見ている部分がありますので、全体的に把握していくかというのは今後の協議になるのかなと思います。様々な形で町として、鹿の対策もそうですけれども、どうしていくのかというのは、十分承知しております。どうしても財源というところが出てきますので、本当にお金があれば何ぼでもという言い方ではないのですけれども、十分分かります。そこをどう公平性を保ちながら、皆さんに喜ばれるような政策ができるのかというところに私自身はたどり着きたいと思います。

今後、この質問をいただいてのきっかけになると思いますが、農協ともきちっと協議をしながら、どこにたどり着くのかというところをやっていききたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） この関係について、町としては、農協と前向きに検討していくことでよろしいかと思います。よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、令和5年9月の話になりますが、この定例会で一般質問において、私は、鹿牧場などの養鹿事業の提案をいたしました。養鹿事業で地域の特産を作っていけばと思って質問いたしましたが、町長から、阿寒町の知り合いの養鹿事業の話を伺い、駆除後の当町でのレンダリング処理施設に関して、当町での対策については、出口対策で検討を要するというような話を伺った経過があります。

陸別町は、農業も林業も鹿の被害に悩んでおります。鹿柵内外に多くの頭数がある中で、現状でも鹿肉特産品はありますが、今後、養鹿事業の展開と、屠殺、食肉加工場の設置により、さらに鹿肉利用による特産品開発に協力していく考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 前回回答したとおりになりますが、これからも支援、それから情報提供はしていきたいと思っております。製品にしていくのと駆除が一体になっていけばいい道が開けるのかなという考えがありますが、議員の考えているとおりでありますので、今後とも様々な情報交換をしながら研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） 町長、レンダリング処理施設は、今後検討して、造っていく必要性はあると考えますか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時５０分

再開 午前１０時５１分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本田町長。

○町長（本田 学君） 今のレンダリングの話ですが、様々な角度から研究していかなければいけない部分があります。ただ、やはりお金の問題だとか様々なことが出てきますので、そこを慎重に判断しながら、やれるものはやっていきたいという考えがありますが、今ここで、やりますという回答ができる状況にはありません。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） 分かりました。それでは、よろしくお願いいたします。

最後に、昨年６月の定例会で町長から、エゾシカ問題は本町だけの問題ではない。そこで、農業者、町、道、国の対策として考えていくと申しされました。農業被害に大きく影響を及ぼしている本町の有害鳥獣対策の今後の取組、施策についてお考えを伺いたと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 国とか道等々に、町村会でもそうですが、様々なことで訴えさせていただいております。やはり陸別だけの問題ではなくて、前の回答と一緒になるのですが、北海道は皆つながっていますので、そこで一体となってやっていかないといけないことなのかと思っております。町ができることは精いっぱい、これからもできる限りやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） まず、陸別町ができることをスムーズにしていきたいと思います。

これで、私からの一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時５３分

再開 午前１１時１０分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

５番中村議員。

○議長（久保広幸君） ５番中村議員。

○５番（中村佳代子君） 今日は、行政へのＤＸ化について質問いたします。

2020年に新型コロナウイルスによるパンデミックが発生し、デジタル化による対応を取った他の国々と日本の差が明らかになり、デジタル化への取組を加速するきっかけとなりました。2021年には、デジタル社会の実現に向けた改革をキャッチフレーズにデジタル庁を創設し、多様な幸せが実現できる社会「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というビジョンを持って取組を強化することとし、自治体DX推進計画を全自治体に発布しました。

自治体におけるDX推進の意義として、目指すデジタル社会のビジョン実現のためには、市町村の役割は極めて重要で、デジタル技術やAIを活用し、住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていくことを求めています。

今日は、この町民の利便性と業務効率化の2点の観点から、通告書に提出した8個の質問をさせていただきます。

本町では、自治体DX推進計画は策定していませんが、この基本となる七つの重点取組については進めてきたものもあるかと思います。昨日の決算質疑でもデジタル化の取組についての回答もありましたが、デジタル基幹システムは導入済みということで、今後、税金関係、福祉、保健などの扱いに反映されてくるものと思います。以後の質問とかぶるものもありますが、これは取り組んできているというものがありましたら、まずお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今の御質問は、七つの重点取組の中でどれを推進してきたかということですが、七つ御説明したいと思います。

まず一つ目、自治体フロントヤード改革の推進ということですが、フロントヤード、窓口での住民との接点ということですが、これは、準備の手間と費用についても慎重に検討しなければならないと思っております。

自治体情報システムの標準化、共通化、昨日御説明したとおりですが、基幹システムはほぼ完了しており、関連システムや一部の帳票類についての移行作業であります。

三つ目、公金収納におけるLQRの活用ということで、固定資産税、軽自動車税で利用中であります。

四つ目、マイナンバーカード普及促進、利用の推進ということですが、これも昨日御説明したとおり、保有枚数1,539枚、率でいきますと74.5%ということになります。

5番目のセキュリティ対策の徹底ということで、北海道セキュリティクラウドの利用やネットワークの分離、ファイル無害化転送などの取組を進めています。

自治体のAI、そしてRPAの利用促進ということですが、RPAについては、外注業務、主にふるさと納税で利用されております。AIの利用については、他の自治体の動向を見ていきたいと思っております。

七つ目のテレワークの推進は、現在行われていませんが、先ほど議員がおっしゃっていた様々な大規模災害、感染症などの発生時にはテレワークを活用していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 今七つ答えていただきましたけれども、一つずつを深掘りして聞いていきたいと思います。

先ほど本町のマイナンバーの普及率は74%となっていると説明を受けました。マイナンバーカードを使つてのポータルサイト内の「ぴったりサービス」などはいろいろな申請もできますし、自分の情報から該当するサービスを探し出してくれて、そこで申請まで行えます。また、対応している町と、していない町の地域差があるのが一つの問題になっています。このシステムは、国のマイナンバーの取組ではありますが、まだまだ国も周知不足で、町も対応していないところが多いのが実情であります。

マイナンバーの利用については、意外と高齢者のほうが利用しているようで、私もしばらくぶりに病院にかかることがありまして、私は保険証を出したのですが、やはりすぐ、マイナンバーを持っていないか病院で聞かれました。隣の高齢者の方は、慣れたようにカードを提出して、顔認証をされていてとても驚きました。DX化は高齢者が置き去りにされるという、ネガティブに言われがちですが、手軽で便利なサービスであれば受け入れられるということです。介護保険に関する手続も今後「ぴったりサービス」などでできるようになり、介護している家族の負担も今後軽減されていくことになると思います。

DX、IoT、AI など、暗号のような横文字を並べられるとうんざりしますが、しかし、使い方次第でより便利に、より楽にしていくのがDXの真髄ですので、町民サービスの向上について、次の質問の「書かないワンストップ窓口」給付金の申請について質問いたします。

書かないワンストップ窓口を導入している町では、マイナンバーカードの提出により、職員による必要な書類の聞き取り、もしくはパネルで申請できるもので、書類の発行後に確認サインをするというシステムです。また、各担当課にわたっての申請、例えば転入だと、学校の手続、児童手当。お悔やみだと、年金、健康保険、税金と多岐にわたりますが、1 か所でほぼ全ての手続が完了するそうです。

本町の町民課の窓口は総合窓口となっていて、職員が丁寧に説明をしてくれています。が、現在は、どこまでの範囲で町民課で対応しているのか、そして、ワンストップ窓口の導入についての考えをお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） まず、ワンストップ窓口の関係でよろしいですか。

現在、町民課では、税務、国保、衛生、後期高齢者医療保険の業務について窓口対応を行っております。町民課で扱っていないものについても、関係部署に取り継ぎを行ってお

ります。ワンストップということで、町民に対する丁寧な対応をしてほしいという指示の下、時には他の課と一緒にしていく等々の対応をさせていただいております。先ほどおっしゃったとおり、総合窓口ということで、役割を担っています。この現状から、ある程度ワンストップ窓口として機能しております。

そこで、書くか書かないかという話ではありますが、今のところは、この現状が一番いいのではないかと。それと、費用対効果の面からいっても、ハードルが少し高いということで、今は、現状どおりでいくのがいいのかなと思っております。

現在、マイナンバーカードのお話も出ましたが、提示いただければ、本人のものに限りませんが、マイナンバーカード提示であれば、住民票、印鑑証明、戸籍、町税に関する一部の証明書については、提示していただければ交付できるようになっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 今、町民課の総合窓口ではある程度ほかの課にもつないでいっているということで、私も丁寧な対応については存じていますので、町民の皆さんが混乱なく手続きが進められるように、続けていってほしいと思いますけれども、導入によって町民の利便性が高まることは間違いないですし、今後、本町では外国人の雇用の増加も考えられます。多様な言語にも対応できるシステムの導入も考えていかなければならないときも来るかと思います。他町の状況も把握しながら、また今後も検討していく機会を持っていただきたいと思います。

次に、通告書の3番目の住民票などの証明書のコンビニ交付サービスの導入と、続いて、4番目の公金収納のコンビニキャッシュレス決済についてお伺いいたします。

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードやスマートフォンを使って、コンビニエンスストアで住民票や印鑑証明など、市町村が出している証明書を取得できるもので、庁舎に足を運ばなくてもコンビニで、24時間ではないものの、朝の6時半から23時までに行けばコピー機から受け取れるものです。

人口の多い町ではほとんど取り入れていまして、現在、全国で1,371市区町村、北海道では72市町村、十勝管内では、音更、芽室、更別、幕別、豊頃、池田、帯広市が導入しています。このコンビニ交付のメリットは、役場に出向かないでも証明書が受け取れ、町民の利便性を高めることができます。

導入した町の話を見ると、職員の窓口での負担が減った分、ほかのサービスを充実させることができたり、ほかの仕事に取り組む時間ができたということで、ある町では窓口受付の時間を短縮したそうです。

しかし、システムの導入にはそれなりの経費がかかるため、本町の規模で今導入する必要があるかということを見極める必要もあると考えます。公金収納のコンビニ支払いもそうですが、今は、役場窓口、銀行でしか支払いできません。納付書にバーコードをつけることで、コンビニなどでも支払えるようになりますが、こちらも専用プリンターの購入な

ど、初期の投資が必要です。

そして、今、国が進めているのが公金納付のデジタル化で、地方税統一の e L - Q R の導入、納付書に Q R コードをつけて、スマートフォンやクレジット、または対応している金融機関で支払うシステムです。先ほどの説明でも固定資産税と軽自動車税にはつけているということでしたけれども、それを国では令和 8 年 9 月までに、義務ではありませんが、推進する方針が示されています。

一つずつ今の話をまとめると、一つ目の質問は、各種証明書をコンビニで交付すること、二つ目は、地方税にバーコードをつけてコンビニで支払うこと、三つ目は、e L - Q R で地方税のキャッシュレス決済、この決済についてはコンビニでは支払うことができません。まず、これらのサービスについての町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 一つずつ回答したいと思います。

証明書の関係で、現在、町民課窓口では、お昼時間帯においても主な証明書を発行する体制を取っております。また、事前に連絡があれば、開庁時間が過ぎても可能な限り対応していくことから、住民利便性に配慮しています。

先ほどおっしゃった費用の面です。コンビニで交付ということになりますと、初期費用に 6 0 0 万円から 1, 6 0 0 万円、何年か前にも答弁したとおりの金額であります。そして、自治体基盤クラウドシステム負担金が年 3 4 万 5, 4 8 1 円かかります。それとコンビニ事業者に対しての手数料 1 件に関して 1 1 7 円、そしてクラウドシステム料、1 件に関して 1 8 0 円かかります。現時点では、費用面を考慮をしまして、導入する考えはありません。

公金収納におけるコンビニについても、公金に関しては、町税に関しては、現年課税分で収納率は 9 9 % を超えているため、導入のメリットは少ないです。納税者からの要望は数年に 1 件程度であります。町税のコンビニ収納については、令和 5 年に検討しましたが、システム上対応可能ではあるが、コスト面で課題があるということで見送っております。コンビニ収納に係る経費、先ほど言ったプリンターの関係で 6 4 0 万円から 8 5 0 万円、保守料、1 年で 8 5 万円。そして、コンビニ収納の経費、初期費用で十数万円かかります。利用料、月 1 万円、そして手数料、1 件に対して 6 1 円から 9 0 円ということで、現時点では、コンビニ収納を導入する考えはありません。

それと e L - Q R の関係です。キャッシュレス決済、e L - Q R についてですが、先ほど申したように令和 5 年度から固定資産税、軽自動車税について対応が開始され、地方税共同機構が運営する共同納税システムを通じて町に納付されます。令和 6 年度の固定資産税の納付状況を見ますと、納付件数全体で 4, 9 4 4 件のうち、口座振替が 2, 3 0 7 件で 4 6. 7 %、金融機関の窓口での納付が 1, 5 1 0 件で 3 0. 5 %、それと e L - Q R での納付は 1, 1 2 7 件で 2 2. 8 %。e L - Q R での納付 1, 1 2 7 件のうち、金融機関の窓口での納付が 1, 0 3 1 件で 9 0 % を超えております。いわゆるキャッシュレス決済の納

付件数は96件で全体の2%という状況であります。

今後、個人住民税、国民健康保険税については、令和8年度より、地方公共団体情報システムの標準化対応による納付書の様式変更が予定されていることから、早ければ令和8年度当初、遅くても令和9年度に対応させる方向で進めております。

キャッシュレス決済が今2%ということですが、コンビニとかお家でできます、キャッシュレス決済、議員御承知のとおり。陸別町としては、コンビニとかで経費をかけていく道よりは、もっと便利な、お家でできますし、家の中で全部完結するという方法のほうがいいのではないかと、現時点では考えております。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今、経費についての説明がありましたけれども、本当に費用対効果を考えると、どれもちゅうちょしてしまうのですけれども、そもそも小規模自治体で費用効果が高いものというのは、なかなか難しいのが現状でありますけれども、国でのデジタル化を推進している間は有利な補助金などもあります。それでも導入するのは難しいのなら、陸別はほかのサービスを充実させているから、ここではできないと判断することになってくると思うのですけれども、今は収納状況がよくて、今までの恒例の支払いが皆さんもなじんでいるかもしれないですけれども、今後、また世代が変わってくると支払い方とか、いろいろなものが変わってくると思いますので、先ほども町長が、e L - Q Rについては力を入れて、家で完結できるようなものを充実させたいということでしたので、一番経費がかからない方法だと思いますので、どれがいいのかというのは、そして陸別町はどういう姿勢で進めていくかというのを、今後、課を通して、数年に一度でも、1年に一度でも検討する機会を持つことも大事なことだと思いますけれども、もう一度町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりだと思います。その中で、議員も御承知のとおりなのですが、どれを選んでいくか、いつも答弁で言わせていただいているのですが、デジタル化を否定しているわけではないですし、アナログは駄目だと回答もしたことはあります。その中で、陸別町としてどういうふうにしていったらいいのかというところを考えて、お金の使い方、最初の投入のときには、例えば補助金があったとしても、維持していくには、また更新していくにはどうしたらいいのだと、タブレットの問題から何から今あると思うのですが、そういう壁にぶち当たってくることがあるのかと思います。そこで慎重に考えなければいけないと思います。

それと、他町を参考にすることはあります。他町がやってるから、その理由で陸別町も入れなければいけないということは、私自身はないと思います。それと、取り残されるという考えの中に、先ほど議員がおっしゃったとおりだと思います。その辺りも考えながら、意外と言ったら本当に失礼なのですけれども、皆さん、スマホを使えますし、先ほど言ったカードも使えますし、自分たちが驚くようなことと言ったら、上から目線に聞こ

えるかもしれないのですけれども、先ほど議員がおっしゃったとおりだと思います。

そこで、金額がこうだから慎重にという部分もありますが、やはり時代が変わってきて、コンビニに行く方はキャッシュレス決済ができる人が多いと思います。そこに行かなくてもできる時代が来ているので、そこにお金をかけていくよりは、今、標準化されて、こういうことになっていくという道があって、その道のほうが陸別町としては、経費をかけずに便利さというものを追求するには、その道がいいのかなというのが、今現時点で。これがまた様々な時代変化の中で取り入れていかなければいけないというのは、先ほど言ったように周期で考えるのではなくて、その都度考えていかなければいけないことなのかと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 町長の意見を聞いて、先ほどの鹿柵の問題などは喫緊の問題で、今判断しなければいけないことでしょうし、また、今の決済については、将来に向けてどのように町が投資していくかというのも一つの問題ですので、これをうまく精査しながら進めていただきたいと思います。

そして次に、公式 L I E N についてですけれども、これは、以前にほかの議員も質問をしているのですけれども、そのときとは少し状況も変わってきていますので、改めて公式 L I E N、地域アプリについてお聞きいたします。

L I E N アプリは、スマートフォンを利用している人には、言うまでもなく、今では欠かせないものとなっています。連絡を取るにも情報を取るにも気軽に使えるツールです。多くの市町村でも公式 L I E N をつくっていて、町の情報を提供しています。堅い印象があるホームページよりも操作がしやすく、リアルタイムの情報が得られることで、町民との結びつきを高め、コミュニティの活性化にもつながります。ホームページと一番違うところは、やはりプッシュ通知で受けられるところです。例えば広報を見ようとする、ホームページをこちらから開いて、探して見に行かなければなりません、L I E N だと、「広報を発行しました」と通知が入り、タッチするとすぐ見ることができます。

ほかにも、ほぼホームページの中で検索できるものは網羅していますし、L I E N からホームページに移動するのも簡単です。町民側から道路などの地域の不具合を写真や位置情報で連絡してもらうなど、いろいろなことができるのはお分かりだと思いますので、詳しい説明は省略いたしますが、開封率はとてもよく、何よりプッシュ型なのがメリットです。

ここ数年で導入している町も多く、十勝管内で公式 L I E N のない町は、陸別を含めて 3 町になっています。手軽に情報が得られ、生活に浸透している L I E N アプリを利用した公式 L I E N をぜひ本町でも開設いただき、町民の利用を促す勉強会などの開催も併せて行っていただきたいと思います、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおり、L I E Nアプリの機能性というのは、様々な可能性を持っているのは分かります。ある町では、情報をただ発信するだけ、受け答えはしないというやり方もあったりだとか、様々です。L I E Nを入れているというだけで、皆さんが同じ機能を使っているということではなくて、どういうふうにして使っていくのかというところがまず大事なのかなと思います。L I E NからただホームページにリンクさせるだけのL I E Nの使い方という自治体もありますし、様々な使い方があるのかなと思っております。

先ほどと回答が一緒になるかもしれませんが、陸別町にとって何がいいのかというところを判断しながら、これをどういう機能で、防災の面等々もあるのですが、網羅させるのにはなかなか難しい部分があって、本当の緊急時にはJアラートもありますし、いろいろな使い分けをしながら、これをどうやって使っていくのだというところに1回たどり着かなければいけないと思っております。

勉強会に関しては、現時点では考えていないのですが、これからもし導入するというときには、様々な学習会をしながら、取り残される人はなるべくいないような形で進めていくのは当然のことなのかなと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） L I E Nについて、私はいろいろ調べさせてもらって、数か所の自治体の公式L I E Nを見っていますが、天気が心配されるイベント情報や災害、熱中症警戒アラート、迷子の動物保護の情報まで、多くの知らせが迅速に入ります。このようなサービスを充実することで、行政への親しみや信頼感を醸成する意味もあると思います。長いスパンで考えても、陸別を離れて進学した子供たち、陸別町にゆかりのある人たちがL I E Nで陸別の情報を得ることで、帰ってみたい、行ってみたいと思いを募らせ、それが移住につながる可能性もあります。

先ほど町長の話にありましたように、Jアラートからの発信よりはL I E Nの通知のほうがきっと届く人数は多いのではないかと思います。意外とJアラートとか愛の鐘の放送もなかなか聞こえない、特に冬などは聞こえない場所も多いので、L I E Nで逐一情報などを町民に流すことはとても有効なことだと思っています。

いろいろな情報をチャットG P Tとかを入れなくてもいいですけども、町の情報が逐一入るようなL I E Nアプリの利用を本当にお願ひしたいと思っているのですけれども、ぜひ引き続き検討していただきたいと思っています。

ここまでは、町民サービスにおけるデジタル化の考えを質問させていただきましたが、今の若い世代、私たちよりはるかにデジタルに精通した世代が、町を評価する一つにD X化が含まれると考えます。地域創生デジタル化は、地域が抱える人手不足や高齢化、産業衰退の解決策をもたらすものです。小さい町でいろいろな制約はあっても、陸別町はデジタルを駆使して住民サービスの向上、業務の効率化を図り、これからの社会に合わせた新

しい取組を積極に行っている、住民の未来を考えている良い町と見られるよう取り組んでいってほしいと考えています。

それでは次に、工事設計書のダウンロード閲覧と電子入札についてお伺いいたします。

現在、入札は、町内町外業者全て指名があると、設計書関係書類を閲覧するために来庁することとなっています。入札も同じく来庁し、そろって入札を行っています。現在は、道も国も閲覧から入札、契約まではほぼ電子で行われていて、町村でも一部導入している町もあります。でも、実際電子入札に対応するにはシステムの導入、ＩＣカードリーダーなどの初期費用はかかります。しかし、将来的に業務の効率化、コストの軽減につながることを考えられますし、指名された会社の負担も減ることと思います。役場入札には価格の幅があるので、すぐに全てとはいかなくても、工事関係の入札に関わる事項の、まずは設計書のダウンロード閲覧から始めて、段階的に３，０００万円以上の入札に導入するなど、実験的に取り入れていく考えがないか、お伺いします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 現時点では、導入の予定はありませんが、国や道の取組が進んでいるので、適正な入札を担保しつつ、導入については検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ５番中村議員。

○５番（中村佳代子君） 入札まではいかなくても、設計関係書の閲覧までは、ダウンロード閲覧という考えは今も持ち合わせていないのか、お聞きします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今のところはそういう考えはございませんが、今後、検討になってくるのかなという状況であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ５番中村議員。

○５番（中村佳代子君） それでは次に、行政職員の仕事についてのデジタルＡＩの利用についてですが、仕事の効率化で一番取り入れやすいのが音声データを自動で文字起こしするＡＩの活用かと思います。役場の中では多くの会議があり、そして多種の団体の事務局を担っています。その会議の内容を書き起こして、要点をまとめて記録するにはとても労力が必要なことです。ＡＩを使うことで、かなり正確に文字起こしから要約まですることができます。これを利用すれば、経験の少ない職員も会議の報告などを楽につくることができ、とても効率よく業務をこなせるものと思います。

以前は、セキュリティの問題について議論されていましたが、現在はかなり強化され、国や道でも当たり前に使っているのが現状です。道では、生成ＡＩの実証実験を７月から開始しています。業務をデータベース化し、職員が生成ＡＩに自分の業務の問い合わせをして回答してもらうというように、業務の効率化や職員の負担軽減に取り組んでいます。

このように、デジタル化に積極的に取り組んでいるところの仕事は軽減され、遅れてい

るところは多くの業務に追われると、都市部と地方の仕事にスピードの差がついてしまいます。DX化ができる仕事は多くありますが、まずはこの音声データ文字起こしについて、今は安全に利用できるアプリがありますので、ぜひ取り入れていただきたいと考えますが、本町での利用の有無についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11 時 42 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本田町長。

○町長（本田 学君） 現在のところ、AIについては使っておりませんが、個々に職員が使っている部分はあるのかなと思っております。全てを否定することではないのですが、AIで文章をつくったりだとか、様々なことになっていく、その便利さは分かります。それが効率化という考え方も分かります。ただ、考える能力だとか、職員には、自分たちで考えられる能力でつくっていかなければいけない部分があって、誰でもできる、誰でもAIで文章ができるという時代になるのを、ちょっと自分では危惧しています。

きっと考えていることは一緒だと思うのですが、研修の話だとかが出ている部分は、アナログで、行っているいろいろなことを学んできて、自分でどう取り入れるかというのが、帰ってきたときに、AIを否定しているわけではないのですが、そこでつくればいいのかとはなってしまうと、極端な話なのかもしれませんが、全てが行かなくてもという部分も発生する可能性もあるのかなと。セキュリティだとかいろいろな問題があるのも確かなのですが、僕自身の考え方では、やはり職員の能力というものをきちっと伸ばしていこうと。そこで、ワンチームというもので、直接面談をしながらいろいろなものを伝えていく、これはなかなか難しいことなのです。

それと、今、町民が求めていることというのは、1足す1は2ではないのです。そこからの応用能力がないと、やはり様々な御指摘を受けたり、お叱りを受けたりということになるのを、この2年半の間に、この立場になってよく分かりました。

AIを否定しているわけではなくて、便利さというものにいくときには、文章をつくった後にチェックをしたりだとか、それにカンマを入れたりだとか、いろいろな部分でこういうふうにしたら文章が出来上がるだとか、それを使っている職員の皆さんがいても、別にそれを否定することではないです。ただ、これを業務の中に入れて、全てこれをやっていくとなると、システム上の問題の前に、僕自身はそういう不安を感じる部分もあるので、やはりデジタルとアナログの陸別町は今ほどこにいて、どれをどうしていくかということを考えていかないと、やはり町民の皆さんとの乖離が起きてくる。

ここは2,000人の町なので、先ほどのデジタル化の話になっていくのですが、ほかの町とまた違う町のつくり方をしていないといけない。小さな町だからやれるまちづくりというのは、やはり人の顔が見えて、一人一人に対して寄り添うということがあります

ので、その方法がもしかしたら L I E N という部分であれば、全然大丈夫なことなのですが、それ以上に、今、職員に求めているのは、やはり優しさ、窓口業務もそうですし、そういう優しさを持って、一人一人に優しく、アナログということで対応して、温かい町をつくっていきたいというのが自分の今の考えであります。議員のおっしゃることは分かりますし、決してそれを否定していることではないということも御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 町長の言っているまちづくりは私も理解しています。この中の軽作業をデジタルにすることで、職員が時間に余裕ができた分を町民との会話だとか、町民との持てる時間に当てていくこともできると思うのです。A I を使っても考える力がない人は A I は使えないのです。A I を操作するのは人間なので、そこの町長の考えはもちろんそうです。そこで、一人一人の仕事の能力が落ちるという話ではなくて、そこにある雑用の部分、短縮できるものはしていったらいいのではないかと考えて、今日この話をさせていただいています。

今後、業務の効率化にはデジタル導入は避けられないものとなってくるかと思えますけれども、どこでどのようにかじを取るかは、やはり町長の考えだと思っています。どこの職員も同じようなことを言いますが、人口が減って業務も減るはずなのにどんどん仕事が増えていると。本町も人口減に伴い、もしかしたら職員の数も減るときが来るでしょう。そのときは 1 人が 2 馬力働かなければいけなくなるときも来るかもしれません。

しかし、長い間なじんだやり方を変えるには、心理的な抵抗もあるのは無理ありません。北見市の「書かない窓口」の導入の経緯を紹介したユーチューブ動画で、職員は、「自分たちは仕事を効率よくこなしていて、何も問題がないのに、もっと簡素化できないかと言われ、市民の立場を考えて改善できるものはないかと聞かれ、自分たちの仕事が否定されているように感じた」とコメントしていましたけれども、「一つ一つ洗い出してみても初めて、まだ改善ができることがあるのだと気づいた」とも話していました。

このように利用者の視点で行政の D X を進めるのが基本です。しかし、一つの課で進めていくのではなく、横のつながりも同時に進めていかなければ、最終的なゴールにはいつまでもたどり着きません。本格的に導入するには、B P R と言われるような業務を見直し、システムを再構築してくれるアドバイザーなどを委託して助言を受けることもできますが、やはり D X 化を推進する部署を置き、推進する担当職員の配置が必要だと思います。中心になるものがなければ普及は難しいと考えています。客観的にそれぞれの課で改善点を聞き、精査していく。きっとこのような仕事ができる職員が役場の中にはいるのではないかと考えています。

新たな業務の改革には抵抗があるかもしれませんが、結果として業務量が悪化した例は聞いていません。1 年目は時間外勤務などに大きな変化を見られなかったものの、2 年目

からかなり減少している他町のデータがあります。どこかのタイミングで進めていくかと思いますが、デジタル化が横と横とのつながりによって、町民に一層寄り添うツールとなること。そして業務の効率化と職員の満足度向上のために取り組んでいただきたいと思いますけれども、もう一度、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員の考えなので、それは貴重な御意見として伺いたいと思います。

そこで、先ほど議員もおっしゃっていましたが、どうかじ取りしていくのかというのは自分の責任だと思っています。

職員とは、この2年半の間に相当なコミュニケーションも取らせていただいていますし、業務があり過ぎて残業がひどいだとか、何とかしてくれだとか、そういうことに関して、今の仕事場の環境について自分で注意深く、コミュニケーションを取らせていただいているところなので、今の環境と、デジタルにしたからというものと一緒にではなくて、どの道を選ぶかで、やはり職場環境というのはつくっていかなければいけないのは同じ考えであります。今の現時点で、この2,000人の町の役場の仕事として、業務が多過ぎて大変だとか、今はそういう状況ではないです。

ただ、先ほど言ったように、今後を見据えてのお話だと思うので、それを今、どの道を行くかというものを、当然先を見て、今どういうふうにしていくかということをしていかなければいけないのは、同じ考えでありますので、多分入り口の今だということと、どうなのだというので、かみ合わないかもしれないのですけども、きっと同じことをしゃべっていると思います。デジタルを決して否定していないし、やらないとも言っていないので。

ただ、今の財政状況から見て、それにかじを切るには、なかなかなものだなという感触でいるので、それで一步踏めないからどうだではなくて、本当にやる時には、昨日も話しましたが、予算を投入します。ただ、やはり判断するのがトップの責任だと思うので、それは多分同じ気持ちだと思いますので、先ほどから言っているように、決して否定はしていませんので、今導入しないからどうだとかという話ではないということを御理解していただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） これまで私が言ったものは、確かに投資も必要ですし、経費も大変かかるものですが、公式L I E Nについては、さほどお金もかからなくてできますし、A I 文字起こしについても、特に投資するものはないと思いますので、実験的に何か使っていただいて、今後につなげていってほしいと思っています。

90歳のプログラマーとして有名な若宮正子さんが講演で、「私にはA I という天才的な秘書がいるから、私はそれを操作する方法を考えるだけなの」と言っていたのがすごく印象的で、私もこのたびたくさん勉強させていただき、A I の実力を身をもって体験しま

した。

そして、人口減少、労働不足を補う一つとして、デジタルの利用は今後欠かせないものだと実感しました。「高齢化、人口減少が進む町に、デジタルがもたらす未来は」という題名で今日は質問させていただきました。

これから将来を担っていく若者たちに、町の取組を見せていくのは、ここに住んでいる私たちの使命だと思っています。興味を持ってもらえるようなまちづくりをこれからも進めていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員の今日の様々な御意見を参考にしながら、あらゆる角度から検討というと、どういうふうに捉えるかはあれなのですが、十分理解していますので、どう取り組むかというのは、やはり重い判断のものもありますし、お金がかからないからとか、お金が少ないからやろうということもありますし、お金の問題ではなくて、投入するときにはやはり職員も配置しなければいけないので、今のマンパワーの中でできるのかという問題もあります。今、職員が足りない状況でやっていますし、そこも考えながら、そこがやはり職場環境の中で急激に進んで、やりなさい、2倍の仕事ですということでは、今はいかないう状況であるのかも御理解していただきたいと思います。本当に貴重な御意見ありがとうございます。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前田保健福祉センター主幹より、午後より欠席する旨、報告がありました。

一般質問を続けます。

1 番濱田議員。

○1 番（濱田正志君） それでは、私の一般質問を始めさせていただきたいと思います。

私の一般質問としては、一つ目、鳥獣保護管理法の改正による陸別町の考え方について、2 番目として、銃刀法改正におけるハーフライフル所持の緩和について、この2 点について数点お聞きしたいことがございます。

まず一つ目です。鳥獣保護管理法の改正による陸別町の考え方についてですが、9 月 1 日施行で、鳥獣保護管理法が改正され、新しいものが始まりました。その中には、緊急猟銃ということで、長の判断において、市街地内での発砲が許可されるということが盛り込まれております。その内容について、条文には、市街地内での発砲に関する補償内容は、町が負担することと条文には記載されておりますが、細かい内容については、町単位、市単位で制定してくださいという内容になっております。

この内容について、陸別町でどのような考えを持っているのかということをお聞きしたいのですが、まず、発砲により被害が出た場合、物の場合は、条文にも明示されておしま

した。町が補償すると。ただ、基本的には、条文の中に、人がいない環境で撃ってくださいということが書かれているのですが、避難等をした後に、実は銃の弾というのは、撃って当たって終わりではないのです。そこから跳ね返って跳弾する可能性がございます。それから人に被害が出た場合ですとか、一応条文の中には、跳弾の範囲も考えて避難指示を出してくださいということが書かれているのですが、可能性はゼロではございません。そういう場合、町に対して被害者が訴えを起こすわけなのですが、それとは別に、撃った方に対して別に訴える可能性が出てくるということがございます。その場合、ハンター自体の猟銃の取り上げ、許可取消しという非常に重い処分が課される可能性がございます。実際に砂川市でも過去に起きております。その関係から、なかなか猟友会と警察のほうとで厳しい状態が続いているのが現状なのですけれども、その中で町はどのようにハンターに対する補償を考えておられるのか、今後これをどういうふうに組み込んでいくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 緊急銃猟に関してであります、基本的には、緊急銃猟の四つの条件を満たさないと緊急銃猟はできないということになっていて、きっと議員の考えていることとかみ合わないところが出てくるのかもしれないのですけれども、ルールブック上は、その四つでなければ緊急銃猟はできませんとなっていて、先ほどおっしゃったとおり、人がいないところだとか、バックストップがあるとか、様々な環境が整えられたところでやるのが、これなのということなので、そこで、はね返って人に当たっただとか、様々なことになったときは、その後に検証される可能性はあります。基本的には、緊急銃猟で行ったときは町が責任を持ちます。

その四つの条件というのが、人の生活圏に熊が侵入している、または侵入するおそれ大きいこと。それと、人への危害を防止するための措置が緊急に必要であること。銃猟以外の方法では駆除が難しいこと。銃猟によって生命、先ほど言った身体に危害の及ぶ恐れがないこと、多分ここに引っかかってくると思うのですけれども、これは今後、ガイドラインもいろいろ出ているのですが、起きないようにしなければいけないのですけれども、起きたとなったときには、銃刀法もありますし、様々な関係のことでなされるのかなと。その記録として、ビデオを撮影してくださいだとか、それが撮れないのだったらメモだとか、その後、これが本当に正しかったのかというところを検証して、これが緊急銃猟として大丈夫でしたとなれば、そこはどう補償していくのかというのが、そこで保険が効くのか、効かないのかということが、町としては、きちっとした形になれば、補償するのは当たり前のことで、人的なことではなくても、財物損害に対しても補償するという定義になっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 1 番濱田議員。

○1 番（濱田正志君） 補償の関係については、いろいろと考えてくれるということですか

ので、このようなことを盛り込んで検討していただきたいと思います。

それで、北海道では、今回、ハーフライフルの所持者についても、二つ目の質問とかぶる部分があるのですけれども、ハーフライフルがライフルの扱いになったということで、陸別にいるハンターも、最低限持っているものがハーフライフルということで、今、緊急銃猟に関しては全員が対象者になる状況になっております。

その中で、ハーフライフルの所持者についても該当するというのを同様に考えているというのも書いてあるのですが、恐らくこれも今の回答と同じ内容なのかなということが理解できるので、こちらのほうはこのままで進めさせていただきたいと思います。

それと、陸別は支部なのですけれども、北海道猟友会の会長から猟友会宛に、ハンターが不安を感じる場合は、個人の判断で断ってもいいというような通達も出ております。それも、不安を感じないように、今後検討していただきたいと思います。

それと、近々のお話であれなのですけれども、昨日、タイムリーという言葉を使うのも不謹慎なのですけれども、札幌でゴルフ場の鹿の駆除に当たっていた方が、熊の駆除の許可がない状態で、5メートル前に熊が出てしまい、発砲してしまったということで、熊を駆除したということで、若干問題になっているのですけれども、陸別の場合は、一応ハーフライフルを皆さん持っていますので、全員が熊の駆除の対象ということになっていますが、今後、熊の駆除の出ない方ももしかしたら出てくる可能性もありますので、その辺のことも盛り込んで考えていただきたいと思います。

それと二つ目です。避難指示などの指揮系統はというところです。

まず、条文には、町長が指揮系統のトップになると明文化されております。その下に関しては、さっきと同じように町のほうで考えていただいて、組織をつくってくださいということになっています。

その中に、猟銃を持っている方全てが詳しいというわけではないのですけれども、持っていない方よりは確実に知識がございますので、2番目辺りには、猟友会の会長なり、経験者が必ず入ったほうが好ましいと私は考えるのですが、初めての事例ですので、なかなかつくり方も難しいと思うのですけれども、指揮系統をどのように考えているのか、今後つくっていくのか。猟友会とも協議が必要だと思いますので、どういうスケジュール感で進んでいくのかということをお聞きしたいです。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおり、組織、緊急時にどういうふうに伝達していくかというのは非常に大事なことでありまして、今回の改正ということで、市長なり町長、自治体の責任が明確化されて、そこでやりなさいというところで、今どういうふうにしていくかというお話かと思います。

先ほど奨励金の話もさせていただきましたが、猟友会の皆さんときちっとしたお話をするのは当然のことですし、例えば強引に、先ほど拒否してもいいとかというお話があるのですけれども、そういうふうにならないようにきちっとお話をした上で進みたいという部

分があります。

そこで、例えば熊が出たとして、例えば火事みたいに、どんと行って、とんと行ってくださいという状況にはならないのです。誤解されると、緊急とつくと、そういうふうなイメージがあるのですけれども、ならないのです。正直言って、ガイドラインも読ませていただいたり、いろいろQ & Aもあって、読ませていただいたのですけれども、安全な場面になるまでに結構時間を要するのです。もしかしたらその間に熊は逃げてしまうかもしれないのではないかとというぐらい、本当に慎重にやらなければいけないという部分なので、これは、町だけではないのですけれども、当然警察と道路管理者、消防等々と連携を図って、これからどうしていくかということをやっていかなければいけないのですけれども、一番は、ハンターの皆さんに御理解を得て進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 1 番濱田議員。

○1 番（濱田正志君） そのような組織系統を組んでいただけるということで、理解いたしました。

それで、今の組織をつくった上で、一度訓練なり何なりをしなければ、現場に着いていきなり、どうぞというわけにはならないと思いますので、今後そのような訓練もぜひしていただきたいと思います。

それに関して、非常に難しい部分の一つあるのですけれども、夜間発砲に関することも盛り込まれていまして、この条文の中では、ライフルの中にはハーフライフルとライフルと2種類あるのですけれども、夜間発砲に関しては、ハーフライフルの方は除くとなっています。ライフル所持者だけになっています。

この中で、夜間発砲は、全てのハンターはやったことがありません。実際今は猟銃を撃てる時間が日の入りから日の出までという厳格な時間の決め事がありますので、夜間発砲をしたことがある方はハンターの中ではゼロ人です。陸別町のハンターも、破って処罰された方も今までいまして、全ての人が夜間発砲をやったことはありませんので、これに関して、夜間発砲の場合は何メートル以上のますに何発当てられるという条件も明示されていましたが、その辺も含めて、夜間発砲に関する訓練もぜひ猟友会にやっていただきたいと思っております。

実際、夜間発砲になりますと、照明が今どれぐらいの位置まで届くのか全く分からない状態ですので、機材の問題もありますし、使っているライフルのスコープによっては、夜間でも使えますけれども、国外製のものなので、そういうものもありますが、それも使ったことないが人ばかりなので、そういうものを持っている方たちもこういうことができるように、今、国の制度では全くできない状態になっていますが、これが始まったことによって夜間発砲も盛り込まれるということで、こちらもぜひ町のほうで準備をしていただいて、ハンター全員参加ではないのですけれども、対象者に関しては、座学を行うのもいいですし、必ずやってほしいのは、実地訓練をやっていただきたいなというのもありまし

て、これは、実地訓練することによって町民の安全確保にもつながりますし、安心感を与えるということにもなりますので、町のほうでもぜひこういうものを考えていってほしいと思うのですが、このことに関して、どのような考えを持っているか、お聞きしたいです。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 本当にハンターの方の不安を取り除いていかなければいけないと思っております。

夜間発砲につきましては、ルールブック上、今、議員おっしゃったとおりのことで、ハーフライフルは、夜間は駄目だということになっているので、ライフルを持っている方ということになっていくと思うのですけれども、今現時点で考えているのは、やはり安全が担保されない夜間というのは、現実的に行えないのではないのかと考えています。もし猟友会とのお話の仕方で、できますよとか、それはこれから話していかなければいけないのですけれども、それを訓練してまでそこに行かなければいけないのかというリスクのほうが大きいのかなという今の考えなので、ルールブック上は、議員おっしゃったとおりということです。それと、駆除でも夜間はやったことがない、それは当たり前の話なので、そこに行かなければいけないのかという考えは、今はしておりません。

以上です。

○議長（久保広幸君） 1 番濱田議員。

○1 番（濱田正志君） 分かりました。確かに夜間発砲に関しては、私も非常に難しいのではないのかなと思っていましたので、恐らくこういう答弁になるのかと思っていましたので。ありがとうございます。

次、銃刀法改正におけるハーフライフル所持の緩和についてさせていただきます。

現在、狩猟免許を取りました。その後、警察も猟銃の所持の試験を受けることになってから、初めてハンターとして認められるという状態になっております。今の制度では。

その中で、今年の2月に施行された銃刀法改正において、ハーフライフルが、今までは散弾銃とされていたのですが、それがライフルに格上げされたことによって、初めて銃を持つ方は持てない銃となりました。私も実際2年前にハンターになったのですけれども、そのときはハーフライフルは散弾銃の扱いだったので、10年以下の所持者は散弾銃を持ってくださいという決まりがあります。我々は、散弾銃は飛距離がありませんので、陸別とか畑、北海道に関するようなところだと非常に距離が大きいので、その中では散弾銃では届かないということで、皆さん、北海道のほとんどの方はハーフライフルを所持されております。

その中で、北海道だけが特例ということで、今、ハーフライフルも所持していいと、現在所持している方は、10年以下の方もいいということになりまして、我々も所持させていただいているのですが、これから新人ハンターが出てきたときには、まずハーフライフルを持つための許可が、道に申請しなければいけないものがございます。それが有害駆除参

加の資格というものがございます。有害駆除に参加する方は、ハーフライフルを特例的に所持してもいいという条文になっていますので、これが陸別町の場合は、実は、ハンターになったから、1年目から有害駆除をいただけるかという、実際はそういうことではないのです。今現在は、まず猟期、10月から始まるのですけれども、10月から2月までの猟期を一度体験してもらい、その中で、猟友会全員で共猟というものがございます。これも有害駆除という扱いになっているので、皆さんで有害駆除に参加してください。この中で有害駆除のルールをきちっと学んで、あなたはルールを理解したから来年から1人で有害駆除やってもいいですという状況になっています。

この状況で進むと、新人ハンターは銃を2丁を持たなければいけないことになるのです、今のままだと。まず、猟期に参加するために、通常の散弾銃を買わないと猟期に参加できないのです、実際に銃がないので。

そうすると、今の価格で言いますと、私が2年前に買ったとき、初心者セットとして、帯広の銃砲店で売られているものは、銃自体が25万円ぐらいでした。今現在、同じ銃を買おうと思うと40万円します。ほぼ2倍近く、1.8倍ぐらいまで上がっているのですけれども、それを最初から買えればいいのですけれども、今の状態だと買えない状態になっているのです。まず登録するときに。別の散弾銃を買うとなると、同じような金額するのです。今の価格帯を見たところ、通販でも買えるのですけれども、見たところ、私の調べなので、全部調べたわけではないので、ちょっと不確定な要素はあるのですけれども、大体25万円から35万円ぐらいします。中古の銃ですと15万円とかでもあるのですけれども、中古も入荷待ちですとか、早い者勝ちになっていますので、もしその方がなったときに、あるという保証はないのです。銃猟を持つ許可をいただいてからでないと予約もできない状態になっています。それはそうですよね、資格がないので買えませんから。その状況のときに買えるかどうかということも含めて、今の状態だと、陸別町のシステムの中だけでは、今後なかなか新人ハンターが増えにくい状況になっているのです。

実際、ほかの町に聞いてみたところ、1年目から、すぐ有害駆除を出してもいいというところもあるのですけれども、そこに関しては、どういう状況でやっているのか、そこまで詳しく調べていないので、あまり勝手なことは言えないのですけれども、そういう状態であればすぐハーフライフルが持てるのです。ただ、陸別町の場合は今それができていないので、今後そういうことの緩和も必要になってくるのではないかと考えております。

その中で、私、個人的な考え方なのですけれども、すぐ出せないのであれば、条件付きという形で、新たな特例制度を用いて、これも猟友会としっかり話をしなければいけないことなのですけれども、私も猟友会に入っているので、今回、総会があった場合には僕からも提言させていただこうかと思っております。

その中で、私も考えてみたのですけれども、後見人制度といえは仰々しい名前になりますけれども、師弟制度みたいなものをつくっていただいて、猟期に行くときに、この方と本当に行くのであれば、最初から有害駆除を与えてもいいとか、そのような制度も今後整

備していかないと、なかなかハンターが増えていかないという状況になりかねないのですが、この件に関して、町のほうでどのような考え方を持っているのか、お聞きしたいです。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今まで猟友会とこれを決めてきたというのは、猟友会と協議をして、陸別町独自のルールということであります。町からお願いして、こういう形でやってという状況ではないので、猟友会でお話をいただければ、許可を出すのは町長ということになるのですが、多分そこをお話ししているところだと思えるのですが、こういうふうにしてくださいということを僕が言うのは、やはり安全の担保が取れないといけないという部分があります。多分その中で経験して、行きましょうというところになったのかなと。

やはり新人ハンターを発掘していくとか、そっちのほうで行くのはいいのですが、安全だとか、そういうものが担保できないのであれば、それはできなということとは言わせていただくのですが、今月、総会があると思うのですが、先ほどの別の議員への答弁と一緒にするのですが、猟友会がきちっと話をして、猟友会としての見解を出していただければ、協議をするということは大丈夫なのかと思いますので、ぜひ猟友会でお話をしていただいて、皆さんの総意であれば、今までのプロセスと同じで、奨励金も頭数もそうですけれども、様々な意見を皆さんが持っています、正直言って。それを一つずつつまんでいくと、何が正しいか分からないことが起きるのですが、絶対、町としては安全にやってほしいという部分がありますので、そこは議論していただいて、全然協議に乗らないという状況ではないので、時代も変わってきて、ハーフライフルにしても、昔は散弾銃でという時代であったのも、これだけ変わってきているので、そこは理解していますので、どうぞそこで御議論をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） それでは、一般質問を続けます。

6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） それでは、私の一般質問を行いたいと思います。

前段に、私が出した通告書の訂正をお願いしたいのですが、③で試算した数字が若干違っておりますので、先に述べさせていただきます。

というのは、トラリの給水の基本料金が2,800円のところを1,800円で計算しましたので、総体的には1万1,000円プラスすればいいという形なのですが、正確に言いますと、1,146件を減免すると、月205万5,000円を206万6,000円に訂正したいと思います。6か月間を免除すると1,233万円と通告では出しているのですが、それを1,239万6,000円に訂正して、それから質問したいと思いますので、よろしく御承知おきお願いいたします。

それでは、全体的なテーマとしては、物価高騰対策、暑熱対策ということで、今現在、

日本あるいは当町における住民の方あるいは事業者の方に対する支援策をしたほうがいいのではないかと。これは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、令和5年11月に閣議決定されたのですけれども、それから令和7年までの間に4回出されております。そして、本年は、令和7年5月27日に閣議決定で1,000億円追加して、総体的には、ここにも書いてありますように4兆5,254億円が準備されていると。

そういった中で、過去に3回ほどされていることについては、9月定例会の初日に補正予算で支給額を補正したわけなのですけれども、それによると、支給される人たちは1万円から11万円ぐらいの違いがあると聞いております。さきに出された臨時交付金の処理は、令和6年度分についてやられているのですけれども、令和7年の1,000億円予定されたのですけれども、僕が調べた結果によると、令和7年度分は、北海道は総体で28億円、市町村では25億円で、8月以降に交付予定と、調べた結果はそうなののですけれども、当町の交付金は幾らですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 国の予備費として交付されているものは278万6,000円です。推奨メニューは使うことができますが、当町ではプレミアム商品券事業に先行して実施しております。

これまでの推奨メニューの交付額ということで、令和6年度は全体で4,826万円、そのうち1,175万6,000円がプレミアム商品券等に使われております。令和5年度は9,065万円のうち3,332万1,000円。令和5年度と6年度で、農業支援金、そしてプレミアム商品券ということで充当しております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 全部調べたわけではないのですけれども、実際に議会にかけて交付決定しているわけなのですが、4回目の予備費で、令和7年5月27日に閣議決定で、私の資料によると、8月中に1,000億円の追加を全国に分配するとなっているのですけれども、当町として幾らになっているかを聞きたいのです。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 1,000億円追加になって、それが278万6,000円です。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 私が減免したらいいのではないかとという総額から見るとほど遠いかなと、278万6,000円では。そういう予定で交付されているのですけれども、推奨メニューを見てみますと、今までのプレミアム商品券とかいろいろ今まで重点交付金で対応してきたのですけれども、水道料金も、基本料金を減免することもできると、資料を手に入れたので、今回このことを言っています。

エネルギー、食料品価格の高騰の影響を受けて、生活者はもちろんのこと、生産者、福祉あるいは営業の各事業者が大変な思いをしていると。そういう中で、令和7年1月からの物価高騰の指数は、データバンクによると1,869品目、9月の段階では2,000品目を越しているという状態の中で、全体で15%上昇している要因として、原材料、光熱費による生産コスト、人手不足、労務費などで、いわゆる物価が高騰していると。

また、生活者の収入では、賃上げは微増で、今回最低賃金が60円だか上がと言っていますが、そんなのでは追いつきません。それから、年金も上がっていないために、今言った臨時交付金を、全町民が利用している水道の基本料金を減免してはどうかということなのですから、これについては通告していますので、町長の考えを伺いたいです。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今御説明あった物価高騰は十分承知しております。

それで、国からの278万6,000円がどうなのかという議論もあるのですが、何らかの形でずっと考えてきたのですが、どうやったら公平、平等に町民の皆さんに出せるのかというところを、交付金がどうのこうの前に考えております。

議員の今回の提案であります水道の基本料金は、これは他町でもやっている事例が、ここ数年、コロナもあったので、そういう事例も見えています。6か月やると一千数百万円の予算規模になるのかと。これを充当するしないではなくて、様々な考え方の一つには、この方法だったら皆さん全体に行くのではないかという考えも持っております。ただ、やる、やらないはここで言える状況にはないのですが、議員の提案は参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、町長が言いましたように全体的な問題です、この物価高騰は。決して誰が楽ということではない。言い方は悪いけれども、国会議員ぐらいではないですか、影響を受けていないのは。あとは、全国民が影響を受けているというぐらい大変な時代になっていると。しまいになったら米不足で、高いし、ないしという事態になっていることについては、全体的に行き渡るのかと云ったら、推奨メニューの中に、水道料金、これは誰しもが使うことで、町村によって単価は違いますが、これをするによって、先ほど言った事業者あるいは生活者、福祉とか、もちろん農家の生産者も含めて、これを使っている者について、基本料金を安くすることが全体的に、本当に少ない金額ではありますが、それをやるのが、公平という言い方よりも、広く行き渡るのではないかと、私も推奨メニューに賛成して、提案しているわけなのですから、今、町長が言いましたように公平に、全体に行き渡ると云ったら、これがいいのかなと。

国は、今回1,000億円、令和7年に出されているのですけれども、今、政府が、選

挙の結果でごたごたしていますけれども、必ずこれは補正で、閣議決定だと思うのですけれども、増額されると思います。そのときまで待つのか、それとも少ない、278万円を呼び水としてやるかどうかということは、決断してやってほしいと思いますけれども、その辺はどうですか、もう一度。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 先ほど申しました278万6,000円、人口割りにしますと、1人当たり1,300円ぐらいなので、お金には色はついていないのですけれども、これを財源としてという考え方も、もちろんそれはいいのですけれども、これはプレミアム商品券のほうにという考えがあって、この交付金の、議員おっしゃったとおりで、国の動向を待っているということではなくて、僕自身、何がピンポイントでいけるのかなという、今の限られた財源の中で、どういうふうにしたらいいのかなというところを考えております。その中の一つに、議員が今回提案していただいたこのことも、なるほどなというところにたどり着いておりますので、システムの事だとか様々な、水をつくだとかをやっておりますので、そこら辺もできるのかなと思っておりますが、財源をどう考えていくかということがあります。

それと、水道代は夏場がやはり一番上がりますので、基本料金なので、今の案でいくとどこでやっても同じ、超過分はお支払いいただくことになるのですが、どこがいいのかということもあったり、どういうふうにしなければいけないのかということを含めなければいけないので、その奥に、本当にやれるのか、やれないのかというところに行かなければいけないのですけれども、今、建設課とも様々なことを打ち合わせしております。

他町では、基本料金が数百円というところがあるので、ずっと基本料金を減免しているというところもありますので、その辺は少し検討していきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、町長が言われたように、他町村がやったから陸別町もやれと言いたいし、言いたくもないけれども、やはり公平に町民に還元するのであれば、これがベストかなと思っております。

そういった面で、③で試算したわけなのですけれども、十勝では、僕が聞いているのは、帯広市が早々と水道の基本料金を減免しております。そういった意味で、ほかの町村は定かではないのですけれども、町のほうで押さえている町村があれば、参考までに教えてほしいのです。

試算すると当町は、先ほど言ったように月1,686円が基本料金です。それに対して4,667円の基本料金、これは幅があります。事業の中身によって、いわゆる料金の高い6,680円というのは事業系で、どういうものか分かりませんが、基本料金の1,600円というのは生活者です。あとは、農業者、事業者、お風呂とか、そういうのがあるのですけれども、1,686円を基本料金とした場合には、給水件数は総体的に1,146件を掛けていくと、月に206万6,000円になると私は試算したのですけ

れども、生活者だけに1,686円、1か月1万116円になると。今、町長が言ったように、今の交付金を単純に割っていくと、生活者における負担ぐらいはできるのかなと。

各町村によって、帯広市は1年かな、ほかの町村では4か月とか3か月の減免をしているわけなのですけれども、当町がこれだけの財源でやると、本当に1か月分ぐらいなるのかと思うけれども、プラスアルファを考えるか考えないかは別としても。また後で追加するという方法を取れば、この物価高騰の中で、最低でも6か月は負担したほうがいいのではないかと。それは、今後の町長の、財政上の問題で措置することだと思うのですけれども、それによると、生活者で1か月1万116円、事業系は事業によって数字が変わってきますので。いずれにしても6か月で1,200万円の負担になると思うのですけれども、その辺については、先の話ですので、最低でも3か月か4か月、ほかの町村の実例を見たいと思うのですけれども、ほかの町村で僕、帯広の例を出したけれども、町で押さえている町村は分かりますか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 1市6町、先ほど議員がおっしゃった帯広市も入っております。先ほども申しましたが、278万6,000円にこだわっているわけではなくて、やるのであれば、1か月ということではなくという政策を考えなければいけないかと思っております。それにこだわると、先ほど言った1人1,300円ということになってしまうので、どうなのだという話になってしまうのですけれども、先ほど言った非課税世帯とか、いろいろ絞り方があるのです。基本料金の問題だけではなくて、どういう給付をしていきたいと思いますということも議論しているのです、今。今言ったように、非課税世帯であろうが課税世帯であろうが、これは全体の皆さんが物価高騰に対して、どういう生活をする人に関係なくなっているのが現状だという、先ほど議員がおっしゃるとおりだと思います。そこにどうやって、皆さんから集めた税金を平等、公平に渡せるのかというところを考えなければいけないのがまず一つです。1か月がいいのか3か月のいいのか、6か月がいいのかというのは、これは単費でいくことなので、財政面の中のバランスを取りながらやらなければいけない部分も考えなければいけないのかなという部分があります。決して今の基本料金のことに對して反対というか、好意的ではないような考えは持っていませんので。ただ、これも一つの選択かなと、今回、御質問をいただいている間に、自分でもずっと気になっていたことがあったので、基本料金、ほかの町ではどうしているのかというところはずっと見てきていたので、この質問を機会にもう少し深く掘り下げて、どういことがいいのかなと。

そこで、先ほど言っていた一般用、営業用だとか事業用だとか、団体用だとか様々あります。公共施設は抜きとしても、やるのであれば事業者等々も全部ひっくりめた形でしていかなければいけないことなのかと、現時点では思っています。

ただ、これはこの後、もうちょっと検証させてほしいという案件でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 今の町長の答弁は、決して否定的ではないと理解します。

そして、今後早急に、1 2 月定例会のときに提案するかは別としても、物価高騰は、決してすぐに落ち着く問題ではないので、長い目で見てというよりも、最低でも1 年、2 年を考えた対策として、交付金を利用するか、一般財源でやるかについては、町長の政治手腕だと思いますので、私はそれについては理解できますので、今後、これを一つのメニューとして取り上げて、対策を取ってほしいということを、簡単に言えば、検討するというか、やらないとは聞いていませんので、やる方向で、検討でよろしいですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 明言はできません。申し訳ないですけども、それで、参考にしてという言い方しかできないのですけれども、例えば今年度補正でやるにしても、財政の中で、自分の考えもありますので、もしかしたら来年度予算になるのか、そこで詰めていって、どうしていくのか考えなければいけない財政の状況もあります。そこだけではなくて様々な、先ほどからいろいろ御提案いただいているものもあるんで、トータル的にどうしていったらいいのかということ判断したいので、前向きにということには今はないということで、参考にさせていただきます。本当に言葉は難しいかもしれないのですけれども、そこでとどめていただくと有り難いと思います。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 参考にしてみようということであれば、先ほども言ったように、評価的には、しないということではないと捉えて、今後の町長の手腕に期待したいと私は思いますので、よろしく検討の上、熟慮してください。

次に、物価高騰に対するものは、交付金が来たから取り上げた事案ですけども、今言ったように、追加したのが全国で1,000 億円ですから、本当に微々たるものだと思いますけれども、国としては、当然物価対策には今後取り組んでいくと思いますので、その辺の期待と、今、町長が言ったように、参考にする考え方を期待しまして、この件については区切りをつけて、終わりたいと思います。

そういった意味で、④に行くわけですけども、令和7 年4 月に作成された地球温暖化対策実行計画というのを陸別町ではつくっているということが分かりましたので、その資料も見ました。この中で、気候の変動、高温というのか、暑熱というのか猛暑というのか、これは決してここ一、二年の問題ではなくて、将来的にあるということで、この計画書の中にもあるように、帯広測候所における年平均の気温は、100 年当たり2℃の割合で上昇していると。そして令和7 年後も上昇傾向と予測して、令和7 年7 月24 日で、陸別で36 度6 分の気温が測定されております。

そういった意味で、近年の気温のデータを見てみますと、もちろん陸別の特性から夏は暑い、冬は寒いという、寒暖の差が七十何度もあるという陸別の実態ですので、そういう意味で、今後2 度ずつ上がっていったら大変なことになるし、今年の7 月にはその温度で

終わったのですけれども、令和元年には37度を記録しているわけなのです。決して今後の気温の上昇がある中で、安定した形で35度超えの気温が続くといった中で、陸別の町民全ての人たちが過ごしていく上では、きちっとした温暖の対策、涼しい夏を過ごせるような対策を取ったほうがいいのではないかと私は思いましたので、これを取り上げております。このことについては、前段にあった支援交付金の中にもメニューとしてあります。そういった意味で、少ない金額であれもこれもしろというわけにもいきませんけれども、取り組んでいったらいいのではないかと。

實際上、陸別も対策として、庁舎内にクーリングシェルターということで、庁舎の玄関のところにある場所を開放しているわけなのですけれども、実態としてどういう実績があったのか、あれば答えてほしいのです。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） クーリングシェルターについてですが、6月20日に、「陸別町の熱中症対策」と題して、チラシを町内回覧しました。開庁時間、営業時間内であればいつでも利用できる「りくべつ涼み処」として、先ほど議員もおっしゃっていた役場1階ロビーとぷらっとを開放しました。

また、町内企業様の御協力をいただきまして、熱中症警戒情報が発出されるような、暑くなることが予想される日には、帯広信金陸別支店と郵便局の待合所を開放していただきました。いずれも9月末まで開設する予定です。

利用状況についてということなのですが、職員を配置しておりませんので、数字は押さえておりませんが、利用された方々からは大変喜ばれました。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） そういう暑さの避難場所として信金なり郵便局なり、クーリングシェルターとして庁舎内でやったということですが、実際、言い方は悪いけれども、新町から庁舎に来て涼んでくださいと、ここまで来る間に、町内300円の交通費をかけてくるという人もいないし、ましてや歩いてくるといっても、避難にはならないので、少なくとも今後は個別的に対策をしたらいいのではないかとということで、私は今回、5番目に書いてあることを実施していったらということです。

ほかの町村でもあるのですけれども、補助率2分の1、いわゆる50%。最高限度額として5万円、対象品目としてエアコン、スポットクーラー、冷蔵庫、扇風機などを購入する人には、今言ったような形で助成しながら、個人の家でも対策を取れるような形をしたらいいのではないかと。

年齢にもよるということで、若い人たちにはそれなりの負担をしてもらいますけれども、59歳までは5割、10歳ずつ上がることによって、10%ずつ補助率を上げていったらいいのではないかと。先ほど言った補助率2分の1というのは50歳までで、90歳になると90%の補助という段階を設けたらいいのではないかと私はこういう提案をする

わけなのですから。

いずれにしても、このことによって買うか、あるいは貸すかということが、6番にもありますけれども、今後、公営住宅の場合は、エアコンをつける場合は住宅の部屋を改造しなければならないというか、いじらなければならないのですけれども、そういった意味合いで、スポットクーラーも部屋の窓から出せばいいという話もありますけれども、そういったことについて、一般の家庭は自分の家ですから、それを準備するために、設備は自己負担なのかどうか、今後のことで分かりませんが、公営住宅の場合は、現状をいじった場合、改良したらそれを直すという工作もあるかと思うのですけれども、その辺について、補助金をどうするかというのと、公営住宅の場合はどういうふうに対応するのか、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） すばらしいアイデアだなと、90歳以上は90%というアイデアかと思うのですけれども、これを制度設計していくには、なかなか結構難しい話になるかと思っています。

移住定住促進住宅建設等補助金というのがありまして、上限50万円、2分の1補助ということもあります。いろいろな条件、10年以上住んでいただくという条件もありますので、これでいくと5万円の上限で、年齢でいくというのはあるのですが、例えばエアコンが20万円かかったにしても、10万円の補助というものをうまく組み合わせれば、こちらのほうが有利なのかなということもあります。ただ、暑さ対策の中の政策として、こういうふうにしていくという議員のおっしゃることもよく理解はできるところであります。

公営住宅に関しては、申請を受ければ、先ほど議員もおっしゃったとおり、外したときに現状回復していただければいいということなので、申請していただければつけることができます。

公営住宅に対して、今の移住・定住というものの補助金が使えるのかというところになっていくので、そこはまた別の話になりますので。そういう人たちも救うために、ピンポイントの政策をした方がいいのではないかという発想なのかと思うのです。全体的なところを見たときに。これをルール決めして……もちろんほかの町でエアコンに対しての補助というのは承知していますが、先ほどのお話もありましたし、どれを選択してどうやってやっていくかということは検討していきたいと思います。また一つのいい案だと理解してはいますが、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） この件について、町長は先ほどの答弁より前向きなのかなと、検討するまで考えが行ったのかと思いますけれども、様々な要件なりハードルというのはいっぱいあると思うのです。何かをよくすれば何かが目立つとか、そういった実態の中で

少しでも有利な、購入者に対する資金の工面というものもきちっと対応していくことが、陸別町に安心して、快適に過ごせる環境を整備してほしいと私は思いますので、検討で、今後熟慮してほしいと思います。

さきの一般質問の中で、空家の関係の話なのですが、僕の考えとしては、基本的には、今の空家をリノベーションすれば使える家というのはいっぱいあるような気がするのです。他町村でも、再生可能という言い方は、個人の財産を言うのは失礼なのですが、そういうものを手入れすることによって、グレードアップした住宅を誰かが購入するとか、住んでみたいとかという事態になる可能性があると思うのです。

そういった意味で、きちっとエアコンをつけて、その中で住めるようにするという対策をすることによって、有効な空家対策にもなろうかと思っておりますので、その辺、さきの決算委員会でも言いましたように、公営住宅を今のところ増設というか、つくる気はないと。今まで1億5,000万円ぐらいかけた公営住宅をやめたわけなのですが、一般財源で9,000万円ぐらい、補助金を除いて使っているので、それを今後有効に、あるものとして、今言ったようにリフォームする資金に回して、少しでもそれを利用する町民に還元したらという考え方を私は持っているわけなのですが、その辺についてはどうですか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 言葉尻が難しいのであれなのですが、全て皆さんの提案は真剣に考えていきます。それをここで、やるとか、やらないとかという返事は一切しません。やる時にはやると言います。その言葉尻で、これが走ると、そっちに行ってしまう可能性があるんで、それで言葉を選んでお話ししているのですが、全て皆さんの言われたことは、この間も質問書をいただいている間も、有り難いことに、皆さんの質問があってお勉強をさせていただくという機会も与えられていると自分では認識しています。全てのことにに関して真剣に一度、やるのであればどういうことが起きるのだとことを、まず担当に検討させています。その奥に、町長として何を判断するのだということになるので、全て前向きに判断しますし、それが奥に、やるやらないは、決断ということになりますので、それは御理解いただきたいと思います。

リノベーション等々の話は、昨日から空家のお話があって、さきの議員にもお答えしたり、頭の中に描いているものはいろいろあるのですが、例えば公営住宅に関してはルールがあって、難しい部分を本当にこの2年何か月の間に担当課が非常に頑張りました、こんなことはできないかと、自分自身は突拍子もないことを言うのですが、それをいろいろ応えてくれて、結果が出ているのも確かです。

それと、個人の家に対して、そこは先ほどの空家の解体の部分とか、個人の財産に対してというのはなかなか難しい部分があるので、そこにエアコンをつければという話になるので、空家でなくても、全体的にどうしていくのかということを考えていかなければいけないのかと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 町長は一方の人のためにやるのではなくて、陸別町は2,300人を全体的に考えた上でやるのが町長だし、行政は、住民サービスというのは、決して金もうけではございませんので、これをするによって金が入ってくるとか何とかではなくて、そこに住んでいる人たちがいかに快適に、行政は住民生活のサービスですから、そういった意味で、町長は常に、一部の人だけがいいという方向は取れないということは重々分かります。

そういった意味で、少しでも我々各議員はそれなりに調査し、調べて提案をしております。その中で、言い方は悪いけれども、町長自身がいいところ取りで、住民サービスを基本としてやることは僕は非常にすばらしいことだと思いますので、その辺は、どれを先にやるか後にやるかという順番もあります。お金もあります。そういったことを熟慮しながらやっていってほしいということを述べたいと思うのですけれども、いずれにしても住民が少しでも、ほかの町村よりという言い方にはならないけれども、快適に暮せれる、そういう方向を取ったらいいいのではないかと。

もう一つの私の提案として最後にあるように、低所得者には町で、エアコンは高価なものですけれども、スポットクーラーあるいは冷蔵庫は、カーボンニュートラルからいくと、電気料を安くして生活も潤うと。それから、一番安く手取り早いのは扇風機だと思うのですけれども、そういったものも一つの購入メニューとして、準備メニューとしてあったほうがいいのではないかと思いますので、この辺についても検討していただけますか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） リースの件でいいですか。なかなか難しいのかなと、リースについては今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 前段で申し上げましたように、59歳から5割、あるいは10歳ずつ上がると。これは、高齢者というのは、ずっと長く使える人もいるし、使わない人もいます。そういった意味で、補助率も段階というか、90歳の方には失礼ですけれども、これを購入して資産、遺産にはならないと思いますけれども、そういった意味でいけば、10%程度でいいのではないかと提案をしていますので、今後、陸別に住み続けられる、そういう一つの案として取り上げられるようにお願いします。

それで、リースとしても、機械器具を買うことによって、今言ったような状況もあるので、これもまた、僕自身もちよっと疑問に思う面もあります。こういうものを準備して、最終的に使わなくなったら陸別の庁舎の倉庫にいっぱいあるということにならないようにと考えると、あまりいいことではないのかなと思うけれども、使えるうちは使っていた

いたほうがいいという感覚でありますので、その辺も、さっき言った住民サービスの観点で取り組んでいってほしいと思います。このことを強く申し上げて、町長の最後の答弁を願いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 今回、谷議員のいろいろな提案、本当に参考になって、これからの町政の様々な場面で生かしていきたいと思っておりますが、リースは、なかなか、先ほど言ったように難しいのかと思います。

先ほど申し上げたように、町民の皆さんに対してどういう政策、全体的なところというのが一番基本にありますので、今回この議会を通して様々な提案をいただいておりますので、それをまた検討・検証しながら研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 最後に質問して答えをいただいたので、これで終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第3 意見書案第2号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

○議長（久保広幸君） 次に、日程第3 意見書案第2号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

事務局長。

○事務局長（請川義浩君） 国土強靱課に資する道路整備等に関する意見書。

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生エネルギーを初め、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクを初め、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化、頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実・確保など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるため、今後の資材価格、人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算、財源を確保すること。

3、人流・物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を促進すること。

4、令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置の制度の充実を図ること。

5、冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策推進など、地域の暮らしを支える道路の整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月。

北海道足寄郡陸別町議会議員、久保広幸。

○議長（久保広幸君） 提出者の工藤議員から趣旨説明を求めます。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君）〔登壇〕 ただいま事務局長が朗読いたしました国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出に当たり、趣旨説明をいたします。

本案に当たりましては、8月29日の議会運営委員会において協議し、委員会全員の賛成をいただき、9月2日の議員協議会の中で趣旨説明させていただいていたところであります。

それでは、趣旨説明をいたします。

本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクを初め、自然災害

による交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えております。

そこで、当町においては、高規格道路から身近な町道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に整備するとともに、積雪寒冷地の地域であるため、安定した除排雪体制の確保と冬期間の住民の安心・安全を守ることが必要不可欠なことであります。

さらに、当町の財政は、人口減少等により一段と厳しく、資材高騰や賃金水準の上昇に対応する中、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期的に進める予算確保は重要であります。

国土強靱課の取組を一層推進するため、強く国へ要請するものであります。

以上から、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣に対し、意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同をお願いし、意見書案第２号の国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出者並びに賛成者からの趣旨説明といたします。

意見書案提出者、工藤哲男。意見書案賛成者、渡辺三義。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、意見書案第２号を採決します。

意見書案第２号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第２号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（久保広幸君） 日程第４ 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第７５号の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しまし

た。

◎閉会宣告

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年陸別町議会9月定例会を閉会します。

閉会 午後 2時15分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員